

じぶん銀行スマホデビット会員規約

第1章 総則

第1条 会員

1. au じぶん銀行株式会社（以下「当社」という）に普通預金口座（以下「預金口座」という）を開設し、本規約を承認のうえ、当社に対して、当社所定の方法でじぶん銀行スマホデビットの申込み（以下「入会申込み」という）を行い、当社が承認した方を「会員」といいます。
2. 会員と当社との契約は、当社が入会申込みを承認したときに成立します。

第2条 じぶん銀行スマホデビット

1. じぶん銀行スマホデビットを用いたデビット取引（以下「デビット取引」という）とは、会員があらかじめ決済口座として預金口座を設定し、スマホデビットを利用すること（第18条第2項から第4項に定める方法をいう。以下同じ）で、第3章の定めに従い、会員が加盟店（第18条に定めるJCBカードの取扱加盟店をいい、J-Debitの加盟店ではありません。）において商品・権利を購入すること、もしくは役務の提供を受けることに伴い会員に発生する債務（以下「デビットショッピング利用代金」という）を、預金口座から引落とす方法により決済する取引をいいます。
2. 当社は、株式会社ジェーシービー（以下「JCB」といい、当社とJCBを併せて「両社」という）と提携して会員に対して、物理的なカードの発行に代えて、会員のモバイル端末上で「じぶん銀行スマートフォンアプリ」を用いることで表示されるスマホデビットを発行します。
3. スマホデビットは、デビット取引のための会員氏名、カード番号および有効期限等（以下「カード番号等」という）の情報の集合体です。
4. 当社は、会員がモバイル端末上で「じぶん銀行スマートフォンアプリ」を用いることでカード番号等とセキュリティコード（じぶん銀行スマートフォンアプリにカード番号等と同じ画面に表示される3桁の数値をいう。カード番号等とセキュリティコードを併せて「カード情報」という）を表示します。カード情報は、当社が指定する、デビット取引が可能なモバイル端末にのみ通知します。
5. 対面取引においては、スマホデビットをかざして利用すること（第18条第2項に定める方法をいう）で、デビット取引を行うことができます。また、非対面取引においては、スマホデビットをかざして利用することなくカード情報によりデビット取引を行うことができますので、第三者によるカード情報の悪用等を防止するため、会員は、善良なる管理者の注意をもって、スマホデビット及びカード情報を利用し管理しなければなりません。
6. スマホデビットは、会員本人以外は利用できません。会員は、第三者に対し、スマホ

デビットを貸与、預託、譲渡もしくは担保提供すること、またはカード情報を預託しもしくは使用させることを一切してはなりません。

第3条 カード番号の再発行等

1. 当社は、当社が適当と認めた場合に限りカード番号を再発行します。
2. 当社は、当社におけるスマホデビットに関する情報の管理、保護等業務上必要と判断した場合、カード番号の変更ができます。

第4条 機能

1. 会員は、本規約に定める方法、条件によりスマホデビットを利用することによってデビット取引（第18条に定めるデビットショッピング利用をいう）ができます。
2. デビットショッピング利用は、第18条に基づき会員が加盟店から商品・権利を購入し、または役務の提供を受けることの代金につき、会員が当社に対して、加盟店に対する支払いを会員に代わって行うことを委託することができる機能です。当社は、会員に対して会員からの委託に基づき、加盟店に対して代金を支払うサービスを提供します。

第5条 付帯サービス等

1. 会員は、第3章に明示的に列挙される機能・サービスとは別に、当社、JCB または当社もしくは JCB が提携する第三者（以下「サービス提供会社」という）が提供するスマホデビット付帯サービスおよび特典（以下「付帯サービス」という）を利用することができます。会員が利用できる付帯サービスおよびその内容については、当社のホームページへの掲示またはその他の方法により通知または公表します。
2. 会員は、付帯サービスの利用等に関する規定等がある場合はそれに従うものとし、会員が本規約または付帯サービスの利用等に関する規定等に違反した場合は、または両社が会員のスマホデビット利用が適当でないと合理的に判断した場合は、付帯サービスを利用できないことがあります。
3. 会員は、付帯サービスを利用するために、スマホデビットをサービス提供会社もしくは加盟店等に提示することを求められる場合、または加盟店でのスマホデビットによるデビットショッピング利用を求められる場合があります。会員は、付帯サービスを利用する場合、当社、JCB、またはサービス提供会社所定の方法に基づき、付帯サービスを利用するものとします。
4. 当社、JCB またはサービス提供会社が必要と認めた場合には、当社、JCB またはサービス提供会社は付帯サービスおよびその内容を変更することがあります。

第6条 スマホデビットの有効期限

1. スマホデビットの有効期限は、じぶん銀行スマートフォンアプリ上に表示された年月の末日までとします。
2. 当社は、スマホデビットの有効期限までに退会の申し出のない会員で、当社が引き続

き会員と認める方に対し、当社所定の方法により有効期限を更新前の有効期限の7年後に更新し、以降も同様に有効期限を更新します。更新後の有効期限はじぶん銀行スマートフォンアプリ上でご確認ください。

3. 有効期限内におけるデビット取引の決済については、有効期限経過後においても本規約を適用するものとします。

第7条 年会費・手数料

1. 会員は、当社に対し、当社が当社のホームページへの掲示またはその他の方法により、通知または公表する年会費を支払うものとします。なお、会員が、当社もしくはJCBの責に帰すべき事由によらない退会をした場合、または会員資格を喪失した場合でも、支払い済みの年会費はお返ししません。
2. 当社は、預金口座から年会費相当額を引落とす方法により、会員から年会費の支払いを受けます。ただし、預金口座の残高が不足する場合、会員は、当社所定の方法により年会費を支払うものとします。
3. 会員は、スマホデビットを利用する場合、またはデビット取引に付随して当社が提供する各種サービスを利用する場合、当該サービスの内容によっては、当社が当社のホームページへの掲示またはその他の方法により、通知または公表する手数料を預金口座から引落とす方法により支払うものとします。
4. 当社が必要と認めた場合には、当社は年会費及び手数料を変更することがあります。この場合、当社は、この旨を、当社のホームページへの掲示またはその他の方法により、通知または公表します。

第8条 届出事項の変更

1. 会員は、当社に届け出た氏名、住所、電話番号、Eメールアドレス、その他事項（以下「届出事項」という）に変更があった場合には、直ちに、当社所定の方法により、届け出るものとします。また、当社が会員に対して、会員の届出内容（変更に関する内容を含む。）を証する資料の提出を求めた場合には、会員はこれを提出しなければなりません。なお、本項の定めにより届出事項を当社が処理するまでの間、会員がカード等を利用できなくなる等に伴う不利益、損害等が生じた場合でも当社は責任を負わないものとします。
2. 前項の変更届出がなされていない場合であっても、当社は、それぞれ適法かつ適正な方法により取得した個人情報その他の情報により、届出事項に変更があると合理的に判断したときは、当該変更内容に係る前項の変更届出があったものとして取扱うことがあります。なお、会員は、当社の当該取扱いにつき異議を述べないものとします。また、会員は、当社が届出事項の変更の有無の確認を求めた場合には、これに従うものとします。
3. 第1項の変更届出がないため、当社からの通知または送付書類その他のものが延着または到着しなかった場合であっても、当該通知等は通常到着すべき時に到着したものとみなします。ただし、第1項の変更届出を行わなかったことについて、会員にやむ

を得ない事情がある場合はこの限りでないものとします。

第9条 取引時確認等

1. 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(以下「犯収法」という)第4条第1項に基づく取引時確認(本人特定事項等の確認をいう)が当社所定の期間内に完了しない場合、その他同法に基づき当社が必要と判断した場合は、当社は入会申込みを断ること、スマホデビットの利用を制限することおよび会員資格を喪失させることがあります。
2. 当社は、会員が入会した後、会員が当社に申告または届け出た情報等やカード利用に関する具体的な取引の内容等を適切に把握するため、会員に対して各種確認や資料の提出を求める場合があります。この場合、会員は正当な理由なく、当社の求めに応じることを拒絶または遅延してはならないものとします。

第10条 反社会的勢力の排除

1. 会員および入会申込みを行われた方(以下併せて「会員等」という)は、暴力団員、暴力団員および暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業に属する者、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁の対象として指定する者(以下、上記の9者を総称して「暴力団員等」という)、暴力団員等の共生者、その他これに準ずる者(以下、上記のすべてを総称して「反社会的勢力」という)のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないこと、および自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて両社の信用を毀損し、または両社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行わないことを確約するものとします。
2. 当社は、会員等が前項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、会員等による入会申込みを拒絶し、または、本規約に基づくスマホデビットの利用を一時的停止その他必要な措置をとることができるものとします。スマホデビットの利用を一時的に停止した場合、会員は、当社が利用再開を認めるまでの間、スマホデビット利用を行うことができないものとします。また、当社は、会員等が前項の規定に違反していると認めた場合には、第28条第2項第7号または同項第8号の規定に基づき会員資格を喪失させます。
3. 前項の適用により、会員等に損害等が生じた場合でも、会員等は当該損害等について当社に請求をしないものとします。
4. 第1項に定める「暴力団員等の共生者」とは、以下のいずれかに該当する者をいいます。
 - (1) 暴力団員等が、経営を支配していると認められる関係を有する者
 - (2) 暴力団員等が、経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者
 - (3) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を加える目的

をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者

- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者
- (5) 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (6) その他暴力団員等の資金獲得活動に乘じ、または暴力団員等の威力、情報力、資金力等を利用することによって自ら利益拡大を図る者

第11条 マネー・ローンダリング等の禁止

会員は、マネー・ローンダリング、反社会的勢力（テロリストを含む。）に対して資金供与等を行うこと、または経済制裁関係法令その他の法令もしくは国際的な規制に抵触する行為（以下、これらを総称して「マネー・ローンダリング等」という。）を遂行する目的で、またはマネー・ローンダリング等を遂行する手段として、スマホデビットを利用してはならないものとします。

第12条 業務委託

会員は、当社が代金決済事務その他の事務等を JCB およびその他の第三者に委託することをあらかじめ承認するものとします。

第2章 個人情報の取扱い

第13条 個人情報の収集・保有・利用

当社は、会員等からの入会申込みに対する承認の判断、会員との契約成立後におけるスマホデビットおよび付帯サービスの提供、会員の当社とのスマホデビットに関する取引の管理のために、以下の個人情報を収集、利用します。

1. 氏名、生年月日、住所、電話番号（ショートメッセージサービスの送信先番号を兼ねる）、Eメールアドレス等、会員等が当社に届出た事項
2. 入会申込日、承認日、退会日、スマホデビットの有効期限、カード番号の再発行等、会員等と当社のスマホデビットに関する契約内容に関する事項
3. スマホデビットの利用内容、支払状況、お問合せ内容、その他スマホデビットの提供に関して当社が知り得た情報
4. 会員等の現況、会員の当社における預金・借入金・その他のとの取引に関する情報
5. インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、会員が加盟店における購入画面等に入力した氏名、Eメールアドレス、電話番号、商品等送付先住所および請求先住所等の取引情報（以下「オンライン取引情報」という。）。
6. インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、会員が当該オンライン取引の際に使用したパソコン、スマートフォンおよびタブレット端末等の機器に関する情報（OSの種類・言語、IPアドレス、位置情報、端末識別番号等）（以下「デバイス情報」という。）。

第14条 第三者提供

1. 会員等は、当社が、下記の利用目的にしたがって、下記の会員等に関する情報を JCB に提供することに同意します。

(1) 利用目的

- A 「MyJCB 利用者規定」「MyJ チェック利用者規定」に基づく、MyJCB サービスの提供のため
- B JCB および JCB と提携する会社の会員を対象に実施するキャンペーンのため
- C 統計資料作成、市場調査、研究開発のため
- D 刑事訴訟法第 197 条第 2 項に基づく捜査関係事項照会その他各種法令に基づき公的機関・公的団体等から提出を求められた場合の公的機関・公的団体等への提供のため

(2) 提供する情報

第 13 条第 1 項から第 6 項に定める情報

2. 会員等は、JCB が、業務を第三者に委託する場合、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報情報を、JCB が、当該業務委託先に提供することに同意します。
3. 割賦販売法等に基づき第三者によるカード番号の不正利用の防止を図る業務を行うため、インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、オンライン取引情報とデバイス情報に含まれる第 13 条第 4 項または第 5 項の個人情報を使用して本人認証を行うことに同意します。なお、当該分析の結果、当該非対面取引が第三者によるカード番号の不正利用である可能性が相対的に高いと判断された取引については、当社は会員らの財産の保護を図るため、追加の本人確認手続きを求めたり、当該非対面取引におけるショッピング利用を拒絶したりする場合があります。両社は当該業務のために、第 13 条第 4 項または第 5 項の個人情報を不正検知サービスを運営する事業者提供し、当該事業者から当該事業者が行った分析結果を受領します。また当該事業者は、会員によるオンライン取引完了後も当該個人情報を個人が直接特定できないような形式に置き換えたとえで一定期間保管し、当該事業者内において、当該事業者が提携する両社以外の組織向けの不正検知サービスにおける分析のためにも当該情報を使用します。詳細については、JCB のホームページ内の J/Secure(TM) サービスに関する案内にて確認できます。

第15条 個人情報の取扱いに関する不同意

当社は、会員等が入会申込みに必要な事項の記載を希望しない場合、または本章に定める個人情報の取扱いについて承諾できない場合は、入会を断ることや、会員の退会の手続きをとることがあります。

第16条 契約不成立時の取扱い

当社が会員等の入会申込みを承認しない場合であっても、承認をしない理由にかかわらず、一定期間、入会申込みに係る個人情報の利用・提供が行われることがあります。

第3章 デビットショッピング、支払方法その他

第17条 デビット取引の利用限度額

1. 会員は、個々のデビット取引にあたっての保留額（第20条第3項に定める金額をいう。以下同じ）が第1号と第2号のいずれか低い金額を超えない限度において、かつ一定期間の保留額の合計金額が第3号と第4号のうちいずれか低い金額を超えない限度においてデビット取引を行うことができます。なお、会員が行ったデビット取引の中に第20条第7項もしくは第22条第1項に該当する取引があった場合、または第20条第6項に定める売上確定情報に記載された売買取引等債務相当額が保留額を上回るデビット取引があった場合等は、以下の各号の限度を超えて、デビット取引が成立する可能性があることを、会員は了承するものとします。
 - (1) 預金口座の預金残高
 - (2) 一回あたりの利用限度額（当社が定めた金額、または当社が定めた金額の範囲内において会員が指定し、当社が承認した金額をいう。）
 - (3) 一日あたりの利用限度額（当社が定めた金額、または当社が定めた金額の範囲内において会員が指定し、当社が承認した金額をいう。）
 - (4) 一ヶ月あたりの利用限度額（当社が定めた金額、または会員が当該限度額を指定し、当社が承認した場合に限る。）
2. 前項第3号に定める「一日」とは午前0時から起算した24時間をいい、同項第4号に定める「一ヶ月」とは、毎月16日から翌月15日までの1ヶ月間をいいます。いずれも日本時間によります。
3. 当社は、犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が不十分として、犯収法施行令において指定された特定の国または地域において、また、同施行令において厳格な取引時確認の対象とされている外国PEPs（外国の元首その他、外国の重要な公的地位にある者およびその家族等として、犯収法施行令第12条第3項第1項及び第2号、犯収法施行規則第15条各号において定められている者をいう。以下同じ）に対して、スマホデビットの利用を制限することができるものとします。

第18条 デビットショッピング利用

1. 会員は、JCB、JCBの提携会社およびJCBの関係会社の国内および国外のJCBカードの取扱加盟店（以下「加盟店」という）において、本条第2項から第4項までに定める方法または両社が特に認める方法により、本条その他両社所定の定めに従い、会員と加盟店との間で直接現金決済を行わずに、加盟店に対する支払いを当社に対して委託することにより、加盟店から商品もしくは権利を購入し、または役務の提供等を受けることができます（以下「デビットショッピング利用」という）。会員が加盟店においてスマホデビットを利用したことにより、会員の加盟店に対する支払いにつき、第20条第3項に基づき、会員が当社に対して弁済委託を行ったものとみなし、当社は、会員の預金口座から引落としを行った上で、自らまたは第三者を介して、加盟店に対し

て、会員に代わって立替払いを行います。

2. 会員は加盟店の店頭（自動精算機の場合を含みます。）において、加盟店に設置されている端末機にスマホデビットをかざして利用する方法により（スマホデビットをかざしての利用とは所定のトークンサービスを利用した非接触式決済による方法をいいます。以下同じ）、デビットショッピング利用ができます。ただし、両社が定める一部の加盟店では、デビットショッピング利用できません。また、加盟店の店頭におけるスマホデビットをかざしての利用によるデビットショッピング利用には、所定のトークンサービスの利用が必要です。
3. インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引その他両社が特に認めた取引を行う加盟店においては、会員は、加盟店所定の方法で、カード情報を送信もしくは通知する方法により、または当該方法に加えてセキュリティコードもしくは「J/Secure (TM) 利用者規定」に定めるパスワードを送信する方法、その他両社が別に定める方法により、デビットショッピング利用を行うことができます。この場合、会員はスマホデビットをかざしての利用を省略することができます。
4. 通信料金等両社所定の継続的役務については、会員がカード番号等を事前に加盟店（以下「登録型加盟店」という）に登録する方法により、当該役務の提供を継続的に受けることができます。会員は、加盟店に登録したカード番号等に変更があった場合または退会もしくは会員資格喪失等に至った場合、加盟店に当該変更、退会または会員資格喪失等を申し出るものとします。なお、上記の事由が生じた場合には、当社または JCB が会員に代わって当該変更、退会または会員資格喪失等の情報を加盟店に対し通知する場合があることを会員は予め承認するものとします。また、会員は、会員に退会または会員資格喪失等の通知がなされた後であっても、当該加盟店におけるスマホデビット利用について第 28 条第 1 項なお書きおよび第 28 条第 2 項に従い、支払義務を負うものとします。また、会員の預金口座の残高不足等により、第 20 条第 2 項に基づくデビット取引が連続して成立しなかった場合、当社または JCB は、会員に対して通知することなく、登録型加盟店に対し、会員が登録したカード番号等の登録解除を求め、当該求めに応じて、登録型加盟店がカード番号等の登録を解除する場合があることを、会員は予め承認するものとします。
5. 会員のデビットショッピング利用に際しては、加盟店が当該利用につき当社に対して照会を行うことにより当社の承認を得る必要があります。ただし、利用金額、購入する商品・権利および提供を受ける役務の種類によってはこの限りではありません。
6. デビットショッピング利用のためにスマホデビット（カード情報を含みます。以下本項において同じ）が加盟店に対してかざしての利用が行われた又は通知された際、スマホデビットの第三者による不正利用を防止する目的のために、当社は以下の対応をとる場合があります。
 - (1) 当社は、事前または事後に、電話等の方法により直接または加盟店を通じて会員本人の利用であることを確認する場合があります。
 - (2) 当社が加盟店より依頼を受けた場合、当社において会員のカード番号・氏名・住所・電話番号その他当該デビットショッピング利用の申込者が当該加盟店に届け出た

情報と会員が当社に届け出ている個人情報とを照合し、一致の有無を当該加盟店に対して回答する場合があります。

- (3) スマホデビットの第三者による不正利用の可能性があるとして当社が判断した場合、会員への事前通知なしにスマホデビットの利用を保留または断る場合があります。
 - (4) デビットショッピング利用の申込者に対して、セキュリティコードまたは「J/Secure(TM)利用者規定」に定めるパスワードの入力、その他両社が別に定める操作を求める場合があります。申込者がセキュリティコードまたは「J/Secure(TM)利用者規定」に定めるパスワードを誤って入力した場合、会員によるスマホデビットの利用を一定期間制限する場合があります。
7. 当社は、第 22 条に定める会員の当社に対する債務が当社の指定する日に支払われなかった場合、その他会員の当社に対する一切の債務の全部または一部について延滞が発生している場合、会員の信用状況等により会員のデビットショッピング利用が適当でないと判断した場合には、デビットショッピング利用を断る場合があります。
 8. 会員は、現金を取得することを目的として商品・権利の購入または役務の提供などにスマホデビットを利用すること（以下「現金化」という）はできません。なお、現金化には以下の方式等がありますが、現金を取得することを目的とするデビットショッピング利用である限り、方式のいかんにかかわらず、禁止の対象となります。
 - (1) 商品・権利の購入、役務の提供の対価として、合理的な金額以上の対価を、スマホデビットを利用して支払い、加盟店等から現金または現金に類似するものの交付を受ける方式
 - (2) 商品・権利等を購入し、その対価を、スマホデビットを利用して支払ったうえで、当該商品・権利等を当該商品・権利等を購入した加盟店その他の第三者に有償で譲渡する方式
 - (3) 現行紙幣もしくは貨幣、またはこれらが含まれる商品等をカードを利用して購入する方式
 9. 貴金属、金券類、プリペイドカード等の前払式支払手段、現金類似物・現金等価物（疑似通貨、回数券等を含むが、これらに限らない）、パソコン等の一部の商品の購入および電子マネーの入金等については、第 17 条に定める金額の範囲内であったとしても、会員のデビットショッピング利用が制限され、スマホデビットを利用できない場合があります。
 10. 会員は、当社が別途公表する日または時間帯は、デビットショッピングを利用することができません。なお、当社が別途公表する日または時間帯は、日本時間となります。

第19条 立替払いの委託

1. 会員は、前条第 1 項および次条第 3 項の定めのとおり、加盟店においてスマホデビットを利用したことにより、当社に対して弁済委託を行ったこととなります。会員は、当社が会員からの委託に基づき、会員の加盟店に対する支払いを代わりに行うために、以下の方法をとることについて、予め異議なく承諾するものとします。なお、加盟店への立替払いに際しては、JCB が認めた第三者を経由する場合があります。

- (1) 当社が加盟店に対して立替払いすること。
 - (2) JCB が加盟店に対して立替払いしたうえで、当社が JCB に対して立替払いすること。
 - (3) JCB の提携会社が加盟店に対して立替払いしたうえで、当社が当該 JCB の提携会社に対して立替払いすること。
 - (4) JCB の関係会社が加盟店に対して立替払いしたうえで、JCB が当該 JCB の関係会社に対して立替払いし、さらに当社が JCB に対して立替払いすること。
2. 商品の所有権は、当社が加盟店、JCB または JCB の提携会社に対して支払いをしたときに当社に移転し、デビットショッピング利用代金の全額を当社が預金口座から引落とすまで当社に留保されることを、会員は承認するものとします。
 3. 会員は、会員がデビットショッピング利用を行った場合、第 1 項または前項における当社、JCB、JCB の提携会社、JCB の関係会社または加盟店の各間の支払いの有無にかかわらず、当該デビットショッピング利用金額を第 20 条または第 22 条に定めるとおり当社に支払うものとします。

第20条 JCB デビットカード取引の決済方法

1. 会員が、第 18 条第 2 項または第 3 項に基づき、加盟店においてスマホデビットをかざして利用するまたは加盟店にカード情報を送信するなどして、加盟店と商品・権利の売買取引または役務の提供取引（以下「売買取引等」という）を行った場合、加盟店等が会員のカード情報・デビット取引金額等を当社にオンラインまたは所定の方法を通じて送付し、当社と加盟店等を結ぶ端末機またはコンピュータに取引承認を表す電文が表示されたこと、または所定の方法で取引承認の通知がなされたことを停止条件としてデビット取引が成立するものとします。
2. 会員が、第 18 条第 4 項に基づき、カード情報を事前に登録型加盟店に登録する方法により、通信サービス料金、その他継続的に発生する各種利用代金のデビット取引を行おうとする場合、登録型加盟店が、会員に対する請求金額が確定する都度、会員のカード情報・デビット取引金額等を当社にオンラインまたは所定の方法を通じて送付し、当社と登録型加盟店等を結ぶ端末機またはコンピュータに取引承認を表す電文が表示されたこと、または当該売上確定情報が当社に到着したことを停止条件として、デビット取引が成立するものとします。この場合、会員と登録型加盟店との間の契約に基づく、会員の登録型加盟店に対する債務の支払期限が到来する前に次項に定める保留手続きがなされる場合があることを、会員はあらかじめ承諾するものとします。
3. 第 1 項または第 2 項の定めに従い、デビット取引が成立した場合、当該時点をもって、会員から当社に対して売買取引等債務相当額の預金引落しの指示および当該引落預金による売買取引等債務の弁済委託がなされたものとみなし、加盟店等から当社に送信されるデビット取引の利用情報（以下「利用情報」という）に基づき、利用情報に記載された金額を、遅滞なく預金口座から引落とします。（以下この手続きを「保留手続き」、保留手続きにより引落とされた金額を「保留額」という）
4. 前項に定める保留手続きについては、「au じぶん銀行取引規約」および「普通預金規

約」に定める本人確認手続きおよび預金払戻手続き、並びに「キャッシュカード規約」に定めるキャッシュカード用の暗証番号の入力は不要とします。

5. 第3項に定める保留手続きについて、加盟店等との通信事情等により利用情報の到達が遅れた場合、当社は、当該利用情報が当社に到達した後に保留手続きを行うものとします。
6. 第3項に定める保留手続きがなされた後、加盟店等からデビット取引に伴う売上確定情報（以下「売上確定情報」という）が当社に到達したときは、当社は、保留額をもって、当該売上確定情報に記載された売買取引等債務相当額を、前条に規定する方法により立替払いします。到達した売上確定情報に基づく売買取引等債務相当額が利用情報に基づいて保留手続きを行った際の保留額を下回っていた場合、その差額相当額は預金口座に返金するものとします。この場合、返金額に利息は付与しません。また、到達した売上確定情報に基づく売買取引等債務相当額が利用情報に基づいて保留手続きを行った際の保留額を上回っていた場合の処理は第22条第2項の定めによるものとします。
7. 加盟店等との通信事情等により利用情報が到達せず、売上確定情報のみが到達した場合、当社は当該売上確定情報が到達した後に売上確定情報に記載された売買取引等債務相当額を預金口座から引落とした上で、前条に規定する方法により立替払いします。但し、会員の預金口座の残高が売上確定情報に基づく売買取引等債務相当額を下回っていた場合の処理は、第22条第3項によるものとします。
8. 当社が、保留手続きにより保留額を引落とした後に、または当社が前項、第22条第1項もしくは同条第2項に基づき会員から売買取引等債権相当額の全部もしくは一部の支払いを受けた後に、会員が返品・解約等によりデビット取引をキャンセルした場合、加盟店がデビット取引を取り消す処理を当社所定の方法により行った場合に限り、当社は後日、所定の手続きにより保留額または会員から支払いを受けた金額（以下、併せて「受領済金額」という）を会員の預金口座に返金します。この場合において、加盟店からデビット取引のキャンセル（以下「キャンセル取引」という）にかかる利用情報（以下「マイナス利用情報」という）が当社所定の方法により当社に送信された場合、当社はマイナス利用情報を受信した時点で、マイナス利用情報に基づき受領済金額を暫定的に返金する場合があります（マイナス利用情報に基づき返金した金額を「暫定返金額」という）。但し、会員と当社との間のキャンセル取引にかかる最終的な精算は、加盟店から当社所定の方法により当社に送信されたキャンセル取引にかかる売上確定情報（以下「マイナス売上確定情報」という）に基づき行われるものとし、暫定返金額とマイナス売上確定情報の金額との間に差額がある場合には、当社所定の方法で当該差額の精算が行われるものとします。なお、加盟店がマイナス利用情報を送信してから当社所定の期間内にマイナス売上確定情報を送信しなかった場合（当社に送信されたマイナス売上確定情報が当該キャンセル取引にかかる情報であると当社が確認できなかった場合を含みます。）には、キャンセル取引はなかったものとみなされ、当社は、暫定返金額の全額を預金口座から再度引落とします。
9. 保留手続き完了後、当社が前条に規定する方法による立替払いを行うまでの間、当社

が特に必要と認めた場合、会員の申出に基づき、または当社の判断で、保留額を会員の預金口座に返金する場合があります。

10. 保留手続き完了後、加盟店等から売上確定情報が到達しない場合、当社は一定期間経過後、保留額を会員の預金口座に返金します。ただし、その後加盟店等から売上確定情報が到達した場合は、第7項が準用されます。

第21条 海外利用代金の決済レート等

1. 会員が国外でスマホデビットを利用した場合等の会員の外貨建て債務については、売上確定情報に基づき JCB の関係会社が加盟店等に第19条にかかる代金等の支払処理を行った時点（会員がスマホデビットを利用した日とは原則として異なります。）の当社が定める換算レートおよび換算方法に基づき、円換算した円貨により、会員は当社に対する債務を負担するものとします。
2. 当社は、利用情報が当社に到着した時点における当社が定める換算レートに従って換算された金額をもって保留手続きを行い、その後、売上確定情報を前項に従って円換算された売買取引等債務相当額をもって、前条第6項の規定に基づく処理を行います。
3. 会員が国外でスマホデビットを利用した場合において、JCB の関係会社が加盟店等にデビットショッピング利用代金を支払った後に、会員と加盟店間のスマホデビット利用にかかる契約が解除された場合等、当社が会員へ返金を行う場合は、原則として、JCB の関係会社が加盟店等との間で第19条にかかる手続きの解除を行った時点（会員が加盟店との間で当該解除等にかかる手続きを行った日とは異なることがあります。）の当社が定める換算レートおよび換算方法により、円換算した円貨によるものとします。
4. 会員が国外で付加価値税（VAT）返金制度を利用した場合において、当社が会員へ返金を行う際の換算レートおよび換算方法は、JCB の関係会社が付加価値税（VAT）返金制度取扱免税会社との間で当該返金にかかる手続きを行った時点（会員が付加価値税（VAT）返金制度を利用した日またはスマホデビットを利用した日とは異なります。）の当社が定める換算レートおよび換算方法により、円換算した円貨によるものとします。なお、会員が第6項に基づき円貨建てのデビットショッピング利用代金額を選択した場合であっても、当社が本項に基づき会員へ返金を行う金額は、外貨建ての返金金額を本項および次項に基づき円換算した金額となり、加盟店が会員に対して円貨建てのショッピング利用代金額を提示する際に適用した換算レートは適用されません。
5. 第1項から第4項の換算レートは、原則として、JCB 指定金融機関等が指定した基準レート（JCB が別途公表します）に当社が指定した料率（当社が別途公表します）を加算したものとします。なお、一部の航空会社その他の加盟店におけるスマホデビット利用の場合には、当該加盟店の都合により一旦異なる通貨に換算された上、当社が定める換算レートおよび換算方法により円換算することがあります。
6. 会員が国外でスマホデビットを利用した場合であっても、会員が加盟店において、外貨建てのデビットショッピング利用代金額のほかに、または外貨建てのデビットショッピング利用代金額に代えて、円貨建てのデビットショッピング利用代金額の提示を

受けて、会員が円貨建てのデビットショッピング利用代金額を選択した場合には、会員が加盟店において提示を受けた円貨建ての金額がデビットショッピング利用代金額となります。この場合、第1項から第3項および前項の適用はありません。なお、加盟店が会員に対して円貨建てのショッピング利用代金額を提示する際に適用される、外貨から円貨への換算レートは、各加盟店が独自に定めるレートであり、当社が定める換算レートとは異なります（但し、第4項に基づく返金時のみ、前項は適用されます。）。

第22条 預金口座の残高不足等によるデビット取引の決済不能等

1. 加盟店等の売上処理手続き等の理由から、到達した売上確定情報に基づく売買取引等債務相当額が利用情報に基づく保留額を上回っていた場合、当社は、保留手続きにより預金口座から引落とした保留額とは別に、当該売買取引等債務相当額と当該保留額との差額（以下「追加引落額」という）を預金口座から引落とし、売上確定情報に基づく売買取引等債務相当額の全額（保留額と追加引落額の合計金額）を加盟店等に支払います。この際に、預金口座の残高が、追加引落額を下回っていた場合、当社は、この旨を会員に通知し、会員に対し、追加引落額の全額の弁済を請求するものとし、会員は追加引落額の全額を速やかに弁済しなければならないものとし、
2. 第20条第7項に定める場合において、預金口座の残高が売上確定情報に基づく売買取引等債務相当額を下回っていた場合、当社は、この旨を会員に通知し、会員に対し、売買取引等債務相当額の全額の弁済を請求するものとし、会員は当該支払代金の全額を速やかに弁済しなければならないものとし、
3. 前各項の定めるところにより、会員の当社に対する立替金債務が発生した場合、その他スマホデビット利用により会員の当社に対する債務が発生した場合、会員からの弁済金の充当順位は、当社が任意に決定することができるものとし、

第23条 会員と加盟店との間の紛議等

1. 当社は、スマホデビットの機能として、会員が現金決済によらずに商品・権利を購入し、または役務の提供を受けることができる加盟店網を会員に対して提供しているものです。会員は、加盟店において商品・権利を購入し、または役務の提供を受けるにあたっては、自己の判断と責任において、加盟店との契約を締結するものとし、
2. 会員は、加盟店から購入した商品、権利または提供を受けた役務に関する紛議、その他加盟店との間で生じた紛議について、当該加盟店との間で自ら解決するものとし、
3. 当社が会員と加盟店との紛議に関して必要な調査を実施する場合、会員に対して帳票の提出、事実関係の聴取等その他の協力を求めた場合、会員はこれに協力するものとし、

第24条 明細

1. 会員は、第1条のとおり当社所定の方法で入会申込みを行う際、併せて当社の定める

「MyJCB 利用者規定」、「MyJ チェック利用者規定」を承認のうえ利用申込みを行うことにより、「MyJCB サービス」を利用し、WEB サイト上で、デビット取引の利用履歴を閲覧することができます。なお、利用にあたって第 14 条の規定に準じ、当社は、会員に関する情報を JCB に提供します。

2. 会員は、WEB サイト上で利用履歴を閲覧できるか否かにかかわらず、当社が会員のデビット取引に関する利用明細書を発行しないことを、あらかじめ承認するものとします。

第25条 遅延損害金

1. 会員が、会員のスマホデビット利用に基づき、当社が指定する期日までに当社に対して支払うべき債務を履行しなかった場合には、支払うべき金額に対しその翌日から完済に至るまで、年 14.0%の利率を乗じた遅延損害金を支払うものとします。
2. 本規約に基づく利率の計算方法については、別途定める場合を除き、1 年を 365 日（うるう年は 366 日）とする日割方式とします。

第26条 債権譲渡

当社は当社が必要と認めた場合、当社が会員に対して有するスマホデビット利用に係る債権を第三者に譲渡すること、または担保に入れることがあります。

第27条 取引の制限等

当社は、以下の各項のいずれかに該当する場合、当社が必要と判断する期間、会員のスマホデビット利用を停止し、または制限する場合があります。

1. 会員が第 11 条に違反しているか、または違反しているおそれがあると当社が判断した場合
2. 会員が第 8 条第 1 項第 2 号に基づく資料の提出に応じなかった場合、あるいは第 9 条第 2 項に基づく当社の求めに対して、回答を拒絶もしくは遅延し、または十分な回答を行わなかった場合
3. 前各項のほか、会員が本規約に違反し、もしくは違反するおそれがある場合、その他会員のスマホデビットの利用が適切でないと当社が合理的に判断した場合
4. 会員が在留期間（出入国管理及び難民認定法に基づく在留期間をいう。以下同じ。）の定めのある外国人である場合であって、会員の届出によって当社が確認できる在留期間の満了日が経過した場合

第28条 退会および会員資格の喪失等

1. 会員は、当社所定の方法により退会を申し出ることができます。この場合、当社に対する残債務全額を完済したときをもって退会となります。なお、会員は、本規約に基づき当社に対して負担する債務については、退会の申し出後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとします。
2. 会員は、次のいずれかに該当する場合、第 2 号においては当社からの通知、催告後相

当期間内に是正されない場合、第1号及び第3号から第13号までにおいては当社が会員資格の喪失の通知をしたときに、会員資格を喪失します。なお、会員は、本規約に基づき当社に対して負担する債務については、会員資格の喪失後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとします。また、会員は、会員が会員資格喪失後にスマホデビットを利用した場合にも支払義務を負うものとします。

- (1) 会員が入会申込時に虚偽の申告をしたことが判明したとき。
- (2) 会員が第22条に定める債務等、当社に対する債務の弁済を怠ったとき、その他会員が本規約に違反したとき。
- (3) 会員が本規約に違反し、当該違反が重大な違反にあたる時。
- (4) スマホデビット会員によるスマホデビットの利用状況が適当でないと当社が判断したとき。
- (5) スマホデビットが新たな有効期限に更新されず、スマホデビットの有効期限が経過したとき。
- (6) スマホデビットを用いたデビット取引が1年間を超えて行われない場合において、当社が会員の届出住所またはEメールアドレスに宛てて事前に会員資格を喪失させる旨の予告をしたにもかかわらず、会員から2ヶ月以内にこれに反対する意思表示がないとき。
- (7) 会員が反社会的勢力に該当することが判明したとき。
- (8) 会員が、自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて両社の信用を毀損し、または両社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行ったとき。
- (9) 会員が自らまたは第三者を利用して、当社、JCBまたは両社の委託先の役員または従業員（以下、総称して「役職員」という。）に対して、以下の①から⑤のいずれかの行為をしたとき。
 - ① 暴言、誹謗中傷、威迫的な言動、性的な言動、役職員の人格を攻撃する言動または役職員個人に対する攻撃的言動・要求
 - ② 長時間にわたる時間的拘束（電話によるものを含む。）、同じ趣旨の言動を繰り返す行為、執拗な問い合わせ・要求、または役職員の業務に支障が生じるような対応の要求
 - ③ 上記①②のほか、役職員の心身または就業環境を害するおそれのある行為
 - ④ 法的な根拠のない金品の要求、特別対応の要求
 - ⑤ 上記①②③④のほか、要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当な行為
- (10) 会員が第11条に違反したと当社が合理的に判断したとき、または会員が第8条第1項第2号に基づく資料の提出に応じなかった場合、あるいは第9条第2項に基づく当社の求めに対して応じず、もしくは十分な回答を行わなかったとき。
- (11) 会員の預金口座が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またその恐れがあると認め、預金口座における取引を停止、または会員に通知することにより預金口座

が強制解約されたとき。

(12) 会員が死亡したことを当社が知ったとき、または会員の親族等から会員が死亡した旨の連絡が当社にあったとき。

(13) 会員が在留期間の定めのある外国人である場合であって、会員の届出によって当社が確認できる在留期間の満了日から、当社所定の期間が経過したとき。

3. 会員が前項第 2 号に該当する場合において、当該会員が当社に対して普通預金債権、定期預金債権、特約定期預金債権、外貨預金債権その他の債権を有する場合には、当社は、これらの預金等を解約することができるものとし、当社は、当該預金等の返還債務と、スマホデビット利用にかかる会員の当社に対する未払債務とを相殺することができるものとし、
4. 第 2 項に該当する場合、会員資格の喪失の通知の有無にかかわらず、当社は加盟店にカードの無効を通知することができるものとし、

第29条 スマホデビットの紛失、盗難による責任の区分

1. スマホデビットを紛失し、盗難もしくは詐取等により、他人にスマホデビットまたはカード番号およびカードの有効期限（以下併せて「カード番号等」という。）を使用された場合（モバイル端末等に「カード番号等」を登録するなどして、当該モバイル端末等が決済手段として使用された場合等を含む。）には、そのスマホデビットの利用代金は会員の負担とします。
2. 第 1 項にかかわらず、会員が自己の意思によらずしてスマホデビットの占有を喪失した場合（紛失または盗難による場合をいう。）、会員がスマホデビットの紛失または盗難の事実またはそのおそれがあることを知ったときから直ちに（ただし、直ちに通知することが不可能なやむを得ない事情がある場合には、可能な限り速やかに）、当社に当社所定の方法によりその事実を通知するとともに、所轄の警察署へ届け出、かつ当社の請求により当社所定の紛失、盗難届を当社に提出したことを条件として、当社は、当該通知を受けたスマホデビットについて、当社が通知を受けた日の 60 日前以降に他人によってスマホデビットまたはカード番号等が使用されたものにかかるスマホデビットの利用代金免除し、必要に応じてデビットショッピング利用代金相当額の返金処理を行います。
3. 偽造情報（第 2 条第 2 項に基づき当社が発行し当社が会員本人に貸与するスマホデビット以外のスマホデビットその他これに類似するものをいう）の利用に係るデビットショッピング利用代金については、会員の負担となりません。
4. 前項にかかわらず、偽造情報の作出または利用につき、会員に故意または過失があるときは、当該偽造情報の利用に係るデビットショッピング利用代金は、会員の負担とします。
5. 会員がスマホデビットの紛失・盗難、偽造・変造により他人にスマホデビットを利用された場合、またはそのおそれがある場合、その他事由の如何にかかわらず、当社が必要な調査を実施するにあたり、会員に対して帳票の提出、事実関係の聴取等その他の協力を求めた場合、会員はこれに協力するものとし、

6. 会員は、スマホデビットを盗取した他人、またはスマホデビットを使用した他人が会員と面識のある者である場合（ただし、本条に基づき本会員がスマホデビット利用代金を負担する場合を除く。）には、当該他人が当社に対して負う損害賠償債務を弁済するよう、当社の求めに応じて最大限の協力をするものとします。
7. 第2項にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、スマホデビット利用代金は免除されず、会員は第1項に基づいて、スマホデビット利用代金を当社に支払うものとします。
 - (1) 会員が第2条に違反したとき。
 - (2) 会員の家族もしくは親族（同居の有無を問わない）、同居人、法定代理人、留守人その他会員の依頼もしくは同意に基づき会員やその家族等の身の回りの世話をする者、またはこれらに準ずる会員の関係者（以下「会員関係者」という。）がスマホデビットまたはカード番号等を使用したとき。なお、この場合、会員のスマホデビットまたはカード番号等の管理にかかる過失の有無および会員の本規約への違反の有無を問わないものとします。
 - (3) 会員が類似の過失を繰り返した場合もしくは紛失・盗難の被害を何度も繰り返した場合、他人が立ち入ることのできる場所である等他人がスマホデビットを盗取することが困難ではない状況下においてスマホデビットを自己の身の回りから離れた場合やこれらに準じる場合等、会員または会員関係者の故意または重過失によって紛失または盗難が生じたとき。
 - (4) 会員が当社の請求する書類を提出しなかったとき、または当社等の行う被害状況の調査（詳細な状況の確認や証拠物の提出等を含むが、それらに限らない。）に協力しなかったとき。
 - (5) 第2項に定める通知、警察署への届け出もしくは当社所定の紛失・盗難届、または本項(2)(3)に定める書類もしくは調査に対する回答の内容等に虚偽が含まれるとき、または重要事項を告知していなかったとき。
 - (6) 会員が第6項に違反したとき。
 - (7) 戦争、地震など著しい社会秩序の混乱の際に紛失、盗難が生じたとき。
 - (8) その他本規約に違反している状況において紛失、盗難が生じたとき。

第30条 カード番号等の不正利用

1. カード番号等を紛失し、または盗難もしくは詐取等（以下「紛失・盗難等」という。）されたことにより、他人にカード番号等を使用された場合（モバイル端末等にカード番号等を登録するなどして、当該モバイル端末等が決済手段として使用された場合を含む。）、それらのスマホデビット利用代金は会員の負担とします。
2. 前項にかかわらず、会員がカード番号等の紛失・盗難等の事実もしくはカード番号等を他人に不正に使用された事実またはそれらのおそれがあることを知ったときから直ちに（ただし、直ちに通知することが不可能なやむを得ない事情がある場合には、可能な限り速やかに）、当社所定の方法によりその事実を通知するとともに、所轄の警察署へ届け出、かつ当社の請求により所定の紛失・盗難等届を当社に提出したことを条件とし

て、当社は、当該通知を受けたカード番号等を他人が不正に使用したと認められるもののうち、次項に定める「免責対象スマホデビット利用」について、スマホデビット利用代金を免除します。

3. 他人が会員のカード番号等を不正に使用したスマホデビット利用のうち、JCB が明細確定通知を会員が登録したEメールアドレス宛に送信した日（なお、日にちを特定するに当たっては、第8条第3項が適用されるものとする。）から60日以内に、会員が前項に基づき当社またはJCBに対して通知をした場合に、当該明細に情報が初めて記載されたスマホデビット利用を「免責対象スマホデビット利用」として、前項に基づくスマホデビット利用代金の免責対象とします。
4. 会員は、カード番号等を盗取もしくは詐取した他人、またはカード番号等を使用した他人が会員と面識のある者である場合（ただし、本条に基づき会員がスマホデビット利用代金を負担する場合を除く。）には、当該他人が当社に対して負う損害賠償債務を弁済するよう、当社の求めに応じて最大限の協力をするものとします。
5. 第2項および第3項にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、スマホデビット利用代金は免除されず、会員は第1項に基づいて、スマホデビット利用代金を当社に支払うものとします。
 - (1) 会員が第2条に違反したとき。
 - (2) 会員関係者がスマホデビットを使用したとき。なお、この場合、会員のスマホデビットの管理にかかる過失の有無および会員の本規約への違反の有無を問わないものとします。
 - (3) 会員が類似の過失を繰り返した場合もしくは紛失・盗難等の被害を何度も繰り返した場合、他人が立ち入ることのできる場所である等他人がカード番号等を盗取することが困難ではない状況下においてカード番号等を自己の身の回りから離れた場合やこれらに準じる場合等、会員または会員関係者の故意または重過失によって紛失・盗難等が生じたとき。
 - (4) 会員が当社の請求する書類を提出しなかったとき、または当社等の行う被害状況の調査（詳細な状況の確認や証拠物の提出等を含むが、それらに限らない。）に協力しなかったとき。
 - (5) 第2項に定める通知もしくは当社所定の紛失・盗難等届、または本項(4)に定める書類もしくは調査に対する回答の内容等に虚偽が含まれるとき、または重要事項を告知していなかったとき。
 - (6) 会員が第4項に違反したとき。
 - (7) カード番号等使用の際、会員の認証情報が使用されたとき（ただし、認証情報の管理につき会員に故意または過失が存在しない場合を除く。）。
 - (8) 戦争、地震など著しい社会秩序の混乱の際に紛失・盗難等が生じたとき。
 - (9) その他本規約に違反している状況において、紛失・盗難等が生じたとき。
6. スマホデビットを紛失し、または盗難もしくは詐取等されたことにより、他人にカード番号等を使用された場合には本条の適用はなく、前条が適用されます。
7. 当社は、前条および本条に定めるスマホデビット利用代金の会員による負担およびそ

の免除の要件を将来に向けて変更する場合があります。当社が当該変更を行う場合には、原則として3ヵ月前までに会員に対して当該変更につき通知します。ただし、当該変更が専ら会員の利益となるものである場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。また緊急に変更を行う必要が認められる場合には、会員に対して事前に通知のうえ当該変更を行うことができます。

第31条 免責

1. 当社の責めに帰すべき事由により、会員の預金口座から誤って引落しを行い、あるいは、二重に引落しを行った場合等であっても、当社は、誤って引落とされた金額相当額を預金口座に返金すれば足りるものとし、当社は、事由の如何にかかわらず、当該返金額相当額を超えて何らの損害賠償の責めも負わないものとし、
2. 前項のほか、当社が、本規約に定めるサービスの提供に関し、会員が被った損害について責任を負う場合であっても、当社の責任は、通常生ずべき事情に基づく通常損害の範囲に限られるものとし、かつ、逸失利益、拡大損害、間接損害、特別損害等については一切責任を負わないものとし、
3. 前二項の規定は、当社が故意または重大な過失に基づき債務不履行を起こした場合には、適用されません。

第32条 費用の負担

会員は、金融機関等にて振込により支払う場合の金融機関等所定の振込手数料その他本規約に基づく債務の支払に際して発生する各種取扱手数料、本規約に基づく費用・手数料等に課される消費税その他の公租公課、および当社が債権の保全実行のために要した費用を負担するものとし、

第33条 外国為替および外国貿易管理に関する諸法令等の適用

会員は、国外でスマホデビットを利用するに際しては、外国為替および外国貿易管理に関する諸法令等に従い、許可証、証明書その他の書類を提出し、またはスマホデビットの利用の制限あるいは停止に応じていただくことがあります。

第34条 規約の準用

当社との取引に関し、この規約の定めのない事項については、各取引に係る規約により取扱います。当社の規約は当社のホームページで確認することができます。

第35条 規約の変更

当社は、本規約の内容を変更する場合があります。その場合には、当社は変更日および変更内容を当社のホームページへ掲示することにより告知し、変更日以降は変更後の内容により、取扱うものとし、

第36条 準拠法および合意管轄

1. 当社との取引についての準拠法は、日本法とします。
2. 当社との取引に関して訴訟等の必要が生じた場合には、当社本社を管轄する裁判所を専属的管轄裁判所とします。

※本規約または本規定に付随する規定もしくは特約等の各条項に記載の法令は、当該条項の適用時点における最新の法令を指すものとします(改正により法令の名称、条文番号等に変更があった場合には、合理的に読み替えるものとします。)

以上

【2025年11月28日現在】

MyJCB 利用者規定

第1条 定義

1. au じぶん銀行株式会社（以下「当社」という）が発行する「じぶん銀行スマホデビット」（以下「スマホデビット」という）の提供を受けた者を「会員」といいます。
2. 当社および株式会社ジェーシービー（以下「JCB」といい、当社と JCB を併せて「両社」という。）が、両社所定の WEB サイト（以下「本 WEB サイト」という）において提供する第 4 条に記載のサービスを「MyJCB サービス」（以下「本サービス」という）といっています。
3. 両社が、会員による本サービスの利用を承認した場合に、当該会員を利用者として登録することを「利用登録」といいます。
4. 利用登録を完了した会員を「利用者」といいます。
5. スマホデビット申込時に当社に届け出た E メールアドレスその他の情報を「届出事項」といいます。

第2条 利用登録等

1. 会員は、スマホデビットの利用の申込みと併せて、本規定を承認のうえ、両社所定の方法により、本サービスの利用者として利用登録されるものとします。
2. 「じぶん銀行スマホデビット会員規約」に基づくスマホデビットに関する会員と当社の契約が成立した場合にのみ、本サービスの利用登録が完了するものとします。
3. 前項に基づき利用登録が完了したとき、利用者は、「au じぶん銀行取引規約」に定めるインターネットバンキングまたは「じぶん銀行スマートフォンアプリ」へログイン後、これらの画面を経由して本サービスにログイン（以下「シングルサインオン」という）できるものとします。
4. 本サービスの利用登録がなされた会員は、併せて「J/Secure(TM)利用者規定」に基づく「J/Secure(TM)」の利用登録もなされるものとします。
5. 利用者は、本サービスの利用について、任意の中止はできないものとします。

第3条 届出事項

利用者は、届出事項に変更があった場合、直ちに当社所定の届出を行うものとします。

第4条 本サービスの内容等

1. 本サービスの内容は、以下のとおりとします。ただし、利用者により提供を受けることのできるサービスに制限のある場合があります。

- (1) 当社が提供する①ご利用代金明細照会、②利用可能枠の変更申請、③メール配信、④その他のサービス
 - (2) 「じぶん銀行スマホデビット会員規約」第 24 条第 1 項及び第 2 項に定める当社から会員への連絡を行うサービス
 - (3) JCB の提供する①J/Secure(TM)、②メール配信、③MyJCB 優待、④その他のサービス
 - (4) 両社の提供する①キャンペーン登録・キャンペーン情報照会、②その他のサービス
 - (5) その他両社所定のサービス
2. 両社は、営業上その他の理由により、本サービスの内容を変更することができるものとします。この場合、両社は利用者に対し、事前に JCB ホームページ等で公表または E メール等で通知します。

第5条 本サービスの利用方法

1. 利用者は、本規定のほか、第 4 条第 1 項の各種サービスにおける「ご案内」「ご利用上の注意」その他の注記事項および別途定める規約等（以下、本規定、注記事項および規約を総称して「本規定等」という。）を遵守するものとします。
2. 利用者は、本 WEB サイトへシングルサインオンを行い、本規定等に従うことにより、本サービスを利用することができるものとします。
3. 両社は、インターネットバンキングまたはじぶん銀行スマートフォンアプリ所定の方法にて利用者本人であることの確認を行い、本サービスの利用を認めるものとします。

第6条 利用者の禁止事項

利用者は、本サービスの利用にあたって、以下の行為を行ってはならないものとします。

1. 本サービスに基づく権利または義務を第三者に譲渡または承継させる行為
2. コンピュータウィルス等の有害なプログラムを、本 WEB サイトを通じて、または本サービスに関連して使用または提供する行為
3. JCB または当社の権利を侵害する行為、および侵害するおそれのある行為
4. 法令または公序良俗に反する行為

第7条 知的財産権等

本サービスの内容または本 WEB サイトを構成する著作物等に係る著作権、商標権その他の知的財産権等は、すべて JCB、当社その他の権利者に帰属するものであり、利用者はこれらの権利を侵害し、または侵害するおそれのある行為をしてはならないものとします。

ても、両社が予測し得ない特別な事情により生じた損害については責任を負わないものとしします。

第11条 本サービスの一時停止・中止

1. 両社は、天災、事変、その他の非常事態が発生し、もしくは発生する恐れのあるときは、事前に公表または利用者に通知することなく、本サービスの全部、または一部の提供を停止する措置を取ることができるものとしします。
2. 両社は、システムの保守等、本サービスの維持管理またはセキュリティの維持に必要な対応を行うため、必要な期間、本サービスの全部または一部の提供を停止することができるものとしします。この場合、両社は、利用者に対し、事前に JCB ホームページ等で公表または利用者に通知します。ただし、緊急的な保守、セキュリティの確保、システム負荷集中の回避等の緊急を要する場合には、事前の公表および通知をすることなく、本サービスの提供を停止します。
3. 両社は、第1項または第2項に基づく本サービスの停止に起因して利用者が生じた損害について、一切責任を負わないものとしします。

第12条 本規定の変更

両社は、本規定の内容を変更する場合があります。その場合には、両社は変更日および変更内容を当社のホームページへ掲示することにより告知し、変更日以降は変更後の内容により、取扱うものとしします。

第13条 本規定の優越

本サービスの利用に関して両社が別に定める会員規約などのあらゆる規約と本規定の内容が一致しない場合は、本規定が優先されるものとしします。

第14条 合意管轄

1. 本規定の準拠法は日本法としします。
2. 本規定に関し、当社と訴訟が生じた場合、当社本社を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所としします。
3. 本規定に関し、JCB と訴訟が生じた場合、JCB の本社、支社、営業所の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を合意管轄裁判所としします。

以上

【2026年6月15日現在】

MyJ チェック利用者規定

第1条 目的

本規定は au じぶん銀行株式会社（以下「当社」という）および株式会社ジェーシービー（以下「JCB」といい、当社と併せて「両社」という。）が提供する「MyJCB サービス（以下「MyJCB」という）」の利用登録を受けた会員（以下「利用者」という）が第2条に定める「MyJ チェック」を利用する条件等を定めるものです。

第2条 定義

本規定におけるそれぞれの用語の意味は、次のとおりです。本規定において特に定めのない用語については、「じぶん銀行スマホデビット会員規約」におけるものと同様の意味を有します。

- (1) 「MyJ チェック（以下「本サービス」という）」とは、本規定に定める例外事由に該当しない限り、会員が「じぶん銀行スマホデビット会員規約」に定める明細書の送付を受けないようにするサービスをいいます。
- (2) 「MyJ チェック利用者」とは、両社が本サービスの利用を承認した会員をいいます。

第3条 対象会員

1. 当社よりじぶん銀行スマホデビット（以下「スマホデビット」という）を提供された者は、本サービスの利用者となるものとします。
2. 前項のほか、本サービスを利用することができる者の条件は、両社が定めるものとします。

第4条 ご利用代金明細書等の通知

1. 当社は、両社が MyJ チェック利用者に対して、ご利用代金明細書を送付しないものとし、MyJ チェック利用者は MyJCB での閲覧およびダウンロードにより明細を確認できるものとします。ダウンロードできるソフトウェアの種類は Adobe Reader 以上とします。通信上のトラブル・インターネット環境などにより、「MyJCB」による確認ができない場合、MyJ チェック利用者は JCB に問い合わせることにより確認することができます。
2. JCB は、MyJ チェック利用者のご利用代金の明細が確定された旨の通知（以下「確定通知」という）を、MyJ チェック利用者がスマホデビット申込時に当社に届け出た E メールアドレス宛に毎月送信するものとします。ただし、次のいずれかに該当する場合は確定通知を送信しないものとします。
 - (1) 確定通知が正しく受信されないことがあったとき

- (2) 本サービスの確定通知を利用して利用者が法令違反を行ったとき
 - (3) その他両社が確定通知を送信すべきでないと判断したとき
 - (4) 該当月におけるスマホデビット利用による預金口座での決済がないとき
3. JCB は、送信手続きの完了をもって前項の手続きの終了とします。ただし、MyJ チェック利用者は、確定通知の受信の有無にかかわらず、MyJCB によるご利用代金明細の確認を行うことができるものとします。
 4. MyJ チェック利用者は、当社に届け出た E メールアドレスを常に受信可能な状態にすることとします。確定通知を受信できないことにより、MyJ チェック利用者または第三者に対して損害が発生した場合にも、両社は責任を負わないものとします。ただし、両社の責に帰すべき事由による場合はこの限りでないものとします。

第5条 終了・中止・変更

1. 両社は、通知ならびに公表のうえ、本サービスを終了もしくは中止し、または内容を変更することができるものとします。
2. 本サービスの内容は、日本国の法律の下に規制されることがあります。

第6条 本規定の変更

両社は、本規定の内容を変更する場合があります。その場合には、両社は変更日および変更内容を当社のホームページへ掲示することにより告知し、変更日以降は変更後の内容により、取扱うものとします。

第7条 本規定の優越

本サービスの利用に関して両社が別に定める会員規約などのあらゆる規約と本規定の内容が一致しない場合は、本規定が優先されるものとします。

以上

【2025年11月28日現在】

J/Secure (TM)利用者規定

第1条 目的

本規定は、au じぶん銀行株式会社（以下「当社」という。）および株式会社ジェーシービー（以下「JCB」といい、当社と JCB を併せて「両社」という。）が両社の会員に提供する認証サービスである J/Secure (TM) の内容、利用方法、その他両社と会員との間の契約関係について定めるものです。会員は、本規定に同意のうえ、J/Secure (TM) を利用するものとします。

第2条 定義

本規定におけるそれぞれの用語の意味は、次のとおりです。本規定において特に定めのない用語については、会員規約または「MyJCB 利用者規定」におけるものと同様の意味を有します。

1. 「J/Secure (TM)」(以下、「本サービス」という) とは、両社が会員に提供する第 4 条等に定める認証サービスをいいます。
2. 「利用登録」とは、第 3 条に定める手続きを行った会員について、両社が当該会員を「J/Secure (TM) 利用者」として登録することをいいます。
3. 「利用者」とは、利用登録を完了し、両社から本サービスの利用の承認を得た者をいいます。
4. 「参加加盟店」とは、加盟店のうち、会員が加盟店においてインターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引その他両社が特に認めた取引によるショッピング利用を行おうとするに際して、本サービスによる本人認証に対応した加盟店をいいます。
5. 「ワンタイムパスワード」とは、利用者が本サービスの認証手続を行おうとする際に都度発行を受け、1 回に限って利用できるパスワードのことをいいます。
6. 「固定パスワード」とは、利用者が本サービスの認証手続を行おうとする際に利用する固定のパスワードをいい、MyJCB サービスのパスワードと同一のパスワードを指します。
7. 「パスワード」とは、ワンタイムパスワードと固定パスワードの総称を指します。

第3条 利用登録

1. 会員は、両社所定の方法により、「J/Secure (TM) 利用者」として、「J/Secure (TM) 利用登録」されるものとします。

2. 前項にかかわらず、両社は、会員による本サービスの利用が不相当と判断した場合には、当該会員の利用登録を認めない場合があります。
3. スマホデビットのカード番号ごとに、利用登録を行うものとします。なお、同一のスマホデビットについて再度利用登録を行った場合、従前の利用登録は効力を失うものとします。

第4条 本サービスの内容等

1. 本サービス内容は、以下のとおりとします。
 - (1) 会員が参加加盟店においてインターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引その他両社が特に認めた取引によるショッピング利用を行おうとするに際して、当該加盟店におけるショッピング利用の全部または一部について、第5条および第6条に定める方法で、会員の本人認証を行うサービス。
 - (2) 前号に付随するその他サービス
2. 両社による本サービスの利用は無料です。但し、本サービスを利用する際に通信会社に対して生じる通信料は、利用者の負担となります。
3. 両社は、営業上、セキュリティ上、またはその他の理由により、本サービスの内容を変更または中止することができます。この場合、両社は、Eメール、WEBサイトその他の方法で、利用者に対し、公表または通知します。

第5条 認証方法

1. J/Secure(TM)の認証方法は、以下のいずれかの方法とします。
 - (1) ワンタイムパスワードを入力する方法
 - (2) 固定パスワードを利用する方法
2. 前項にかかわらず、両社は本サービスの認証方法を追加または変更する場合があります。
3. 利用者は、両社所定の方法により、第1項に定める認証方法のうちいずれの方法によって本サービスの認証を行うか選択するものとします。但し、利用者の登録状況、当社、通信・設備の状況その他の事情により、第1項に定める認証方法の一部しか選択できない場合、および両社が認証方法を指定し、または利用者の選択した認証方法を一時的にもしくは継続的に変更する場合があります、利用者はこれらをあらかじめ了承するものとします。

4. 第1項にかかわらず、両社は、利用者に対して事前に通知または公表の上（但し、緊急の場合には事前の通知および公表を行うことなく）、第1項に定める認証方法のいずれかを廃止する場合があります。この場合、廃止される認証方法を選択している利用者は、両社所定の方法により他の認証方法に変更するものとします。また、両社は廃止される認証方法を選択している利用者の認証方法を他の方法に変更する場合があります、利用者はこれをあらかじめ了承するものとします。
5. ワンタイムパスワードの送付方法は、利用者が両社に登録したEメールアドレス宛にEメールを送信する方法、または利用者が両社に登録した携帯電話番号宛にショートメッセージ(SMS)を送信する方法のいずれかとなり、利用者はワンタイムパスワードの送付先を選択するものとします。但し、送付先の初期設定は両社が登録情報に基づき設定するものとします。

第6条 利用方法等

1. 前条第1項(1)の方法による認証を行う場合、利用者は、参加加盟店におけるショッピング利用に際して、両社が要求した場合に、パスワードを入力するものとします。両社は、入力されたパスワードと、両社が発行しまたは登録されたパスワードが一致した場合は、その入力者を利用者かつ会員と推定して扱います。
2. 両社は、前項の認証結果を参加加盟店に通知します。
3. 利用者は、第1項および第2項の定めのほか、両社が定めるその他の規定、注意事項等および両社が公表する内容、制約および方法に基づいて、本サービスを利用するものとします。

第7条 利用者の管理責任

1. 利用者は、自己のパスワードが本サービスにおいて使用されるものであることを認識し、厳重にその管理を行うものとします。
2. 利用者は、自己が両社に登録したEメールアドレスまたは携帯電話番号宛に第5条第5項に基づきワンタイムパスワードが送信されることを認識し、Eメールアドレスおよび携帯電話端末等を厳重に管理するものとします。
3. 利用者が参加加盟店以外の加盟店においてショッピング利用を行う場合には、本規定に基づく認証が行われることはなく、会員規約に基づきショッピング利用がなされません。また、参加加盟店におけるショッピング利用の場合であっても、常に第5条および第6条に定める方法による本人認証が行われるわけではありません。したがって、会員が利用登録をした場合であっても、利用者は引き続き、会員規約第2条に基づき、スマホデビット及びカード情報を善良なる管理者の注意をもって管理する義務を負

います。

4. 利用者が第5条第1項(1)の認証方法を選択している場合であっても、同条第3項または第4項に基づき、固定パスワードによる認証が求められる場合もありますので、引き続き固定パスワードを厳重に管理するものとします。
5. 利用者は、パスワードまたは認証に使用する端末等の紛失・盗難等の事実もしくは本サービスによる認証を他人に不正に利用された事実またはそれらのおそれがあることを知ったときは、直ちに（ただし、直ちに通知することが不可能なやむを得ない事情がある場合には、可能な限り速やかに）、両社に両社所定の方法でその事実を通知するとともに、被害状況およびパスワードや端末等の管理状況等についての両社による調査に協力するものとします。また、利用者は、認証に使用する端末等の紛失、盗難または詐取等に遭い、それにより本サービスによる認証を他人に不正に利用された場合には、速やかに所轄の警察署に届け出を行うものとします。
6. 他人にカード番号等を使用された場合（モバイル端末等にカード番号等を登録するなどして、当該モバイル端末等が決済手段として使用された場合を含む。）であって、その際にパスワードが使用されたときには、それらのカード利用代金は本会員の負担とします。但し、パスワードの管理につき、利用者に故意または過失が存在しない場合には、この限りではありません。

第8条 利用者の禁止事項

利用者は、本サービスの利用にあたって、以下の行為を行ってはならないものとします。

1. 自己のパスワードを第三者に開示し、使用させ、または譲渡する行為
2. 他人のパスワードを使用する行為
3. コンピュータウイルス等の有害なプログラムを本サービスに関連して使用または提供する行為
4. 当社またはJCBの権利を侵害する行為、および侵害するおそれのある行為
5. 法令または公序良俗に反する行為

第9条 知的財産権等

本サービスの内容、情報など本サービスに含まれる著作権、商標その他の知的財産権等は、すべてJCB、その他の権利者に帰属するものであり、利用者はこれらの権利を侵害し、または侵害するおそれのある行為をしてはならないものとします。

第10条 利用登録の解除等

1. 両社は、利用者が次のいずれかに該当する場合、何らの催告または通知を要することな

提供を停止する措置をとることができるものとします。

2. 両社は、システムの保守等、本サービスの維持管理またはセキュリティの維持に必要な対応を行うため、必要な期間、本サービスの全部または一部の提供を停止することができるものとします。この場合、両社は利用者に対し、事前に JCB ホームページ等で公表または E メール等で通知します。ただし、緊急的な保守、セキュリティの確保、システムの負荷集中の回避等の緊急を要する場合においては、事前の公表および通知をすることなく、本サービスの提供を停止します。
3. 両社は、第 1 項または第 2 項に基づく本サービスの停止に起因して利用者に見じた損害について、一切責任を負わないものとします。

第13条 本規定の変更

両社は、民法の定めに基づき、利用者と個別に合意することなく、将来本規定を改定し（本規定と一体をなす規定・特約等を新たに定めることを含みます。）、または本規定に付随する規定もしくは特約等を改定することができます。この場合、両社は、当該改定の効力が生じる日を定めたうえで、原則として利用者に対して当該改定につき通知します。ただし、当該改定が専ら会員の利益となるものである場合、または利用者への影響が軽微であると認められる場合、その他利用者に見利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。

第14条 本規定の優越

本サービスの利用に関して両社が別に定める会員規約などのあらゆる規約と本規定の内容が一致しない場合は、本規定が優先されるものとします。

第15条 合意管轄

1. 本規定の準拠法は日本法とします。
2. 本規定に関し、当社と訴訟が生じた場合、当社本社を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。
3. 本規定に関し、JCB と訴訟が生じた場合、JCB の本社、支社、営業所の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

以上

【2026年6月15日現在】